

<p>件 名</p>	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程の一部改正</p>
<p>内 容</p>	<p>1 平成31年度法人の組織の改編等に伴い、地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 中央病院関係 ゲノム解析センター、ゲノム診療センター及び周産期遺伝子診療センターをがんセンター局の直轄とし、総合ゲノム診療統括部を廃止する。(別表(第12条関係))</p> <p>(2) 北病院関係</p> <p>① 訪問看護ステーションの設置に伴い、課長等の職として「訪問看護ステーション長」を設置する。(第19条)</p> <p>② 社会生活支援部の下に「訪問看護ステーション」を設置する。(別表(第12条関係))</p>
<p>特記事項</p>	<p>平成31年4月1日から施行する。</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程案 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第18条 略</p> <p>(課長等)</p> <p>第19条 中央病院に総務課長、企画経理課長、医事課長を、北病院に総務医事課長、地域生活支援室長、リハビリテーション室長及び訪問看護ステーション長を置く。</p> <p>2 課長、室長及びステーション長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>第23条～第24条 略</p>	<p>第1条～第18条 略</p> <p>(課長等)</p> <p>第19条 中央病院に総務課長、企画経理課長、医事課長を、北病院に総務医事課長、地域生活支援室長及びリハビリテーション室長を置く。</p> <p>2 課長及び室長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>第23条～第24条 略</p>

新

旧

別表(第12条関係)

病院名	局	統括部	部	課	位置
北病院	事務局	医療安全管理室 社会生活支援部	医療部	総務医事課	重崎市
				地域生活支援室 リハビリテーション室 訪問看護ステーション	
				精神科 検査科 薬剤科 栄養管理科	
				看護部	

別表(第12条関係)

病院名	局	統括部	部	課	位置
北病院	事務局	医療安全管理室 社会生活支援部	医療部	総務医事課	重崎市
				地域生活支援室 リハビリテーション室	
				精神科 検査科 薬剤科 栄養管理科	
				看護部	